

学校番号

201



令和 7 年度

## 静岡県立ふじのくに中学校



### 【磐田本校】

〒438-0078

静岡県磐田市中泉 1-6-16

天平のまち 3階

電話 <0538>37-3003

F A X <0538>37-7000

### 【三島教室】

〒411-0033

静岡県三島市文教町 1-3-93

静岡県立三島長陵高等学校 6階

電話 <055>986-3003

F A X <055>986-3700

<https://fujinokuni-jhs.jp>

# I 沿革

- 令和3年11月 静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）基本計画の策定  
（教育委員会定例会）  
教育機会確保法に基づき、県立で夜間中学を設置することを公表  
静岡県立夜間中学の設置場所を複合商業ビル「天平のまち」内及び静岡県立三島長陵高校内を校地とすることを決定
- 令和3年11月  
～  
12月 静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）校名の募集
- 令和4年3月 静岡県立学校設置条例の一部改正により、県議会において校名を  
「静岡県立ふじのくに中学校」とすることを決定
- 令和4年5月17日 ふじのくに中学校校章の募集  
～  
7月8日
- 令和4年9月 静岡県教育委員会定例会でふじのくに中学校校章を決定
- 令和5年4月1日 静岡県立ふじのくに中学校開校
- 令和5年4月7日 開校式を挙行
- 令和5年4月 第1回入学式を挙行  
・磐田本校 4月10日  
・三島教室 4月11日
- 令和6年4月 第2回入学式を挙行  
・磐田教室 4月 8日  
・三島教室 4月 9日

## II 学校経営方針

### I 県立夜間中学設置の理念

- ・誰もが学び活躍することができる社会を実現するため、新たな学びの場、学び直しの場を確保し、全ての県内在住者に義務教育の機会を保障する。
- ・一人ひとりに寄り添いながら、入学した生徒が学ぶ喜びを味わい、将来の可能性を広げることができる学校を目指し、誰一人取り残さない教育の実現を図る。

「再び学ぶ場」として期待される夜間中学

- ① 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方  
〔県内：未就学者数2,316人 最終学歴が小学校の者25,627人【R2国勢調査より】〕
- ② 不登校など様々な事情により教育を受けられなかった方  
〔県内：中学校不登校生徒数 国立28人、公立6,126人、私立149人【R4文科省 生徒の問題行動・不登校等、生徒指導上の諸問題に関する調査】〕
- ③ 外国籍の方  
〔県内：ブラジル32,350人、フィリピン19,009人、ベトナム16,615人、中国、インドネシア、韓国、ネパール・・・【R5.6出入国在留管理庁調査】〕

## 2 学校教育目標

### 「学ぶ喜び」の実感

#### (1) 学校教育目標設定の理由

ふじのくに中学校に入学する生徒は、様々な理由により義務教育段階の学びを十分に受けることができなかつた人たちである。一人ひとりの生徒が様々な背景を抱えながらも、「学びたい、学び直したい」という思いを持ち、本人の中で大きな決断をして「入学」という一歩を踏み出している。

そんな生徒が、学校生活を通して「学ぶ喜び」を実感し、「ふじのくに中学校で学んでよかった」と感じることであれば、自分の夢や目標の実現に向けて、更なる一歩を自ら踏み出していくであろう。

生徒の「学びたい、学び直したい」という思いや、生徒が自ら踏み出した「入学」という大きな一歩を全力で支えるために、「学ぶ喜び」の実感を学校教育目標とした。

#### (2) ふじのくに中学校で目指す「学ぶ喜び」の具体像

ふじのくに中学校で目指す「学ぶ喜び」の具体像は次のとおりである。

ア 自分の目標に向かって学ぶ喜び

- イ 各教科等における「主体的・対話的で深い学び」による学習をとおして、必要な資質・能力を身に付ける喜び
- ウ 他の生徒と協力しながら自らの学校生活を充実させる喜び
- エ 地域の人・もの・こととの交流を通して、自らの人間関係を広げる喜び

### (3) めざす生徒像

- ア 自分の夢や目標達成のために、新たな挑戦や継続した努力ができる生徒
- イ 相手の状況や気持ちを把握することに努め、他者に対して優しさや思いやりをもつことができる生徒
- ウ 学校への愛着を持ち、よりよい学校にするために、自ら考え、行動する生徒

### (4) めざす教師像

- ア 生徒一人ひとりの良さを見つけ、認め励まし、伸ばす指導ができる教師
- イ 生徒の目標、資質や能力に応じ、適切な支援ができる教師
- ウ 学ぶ楽しさが実感できる授業を実践する教師

## 3 学校経営の重点

### ○ 3 学年が揃う、令和 7 年度に教育体制が完成することを目指す

年度		重点
令和 5 年度	創る、挑戦する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒や学校の 3 年後の姿を思い描き、その実現に向けての 3 年間の道筋（何年目に、何年生に向けて、何を、どう仕掛けるか。）を構想する。</li> <li>・ 1 年目の構想を具体化し、実践する。</li> </ul>
令和 6 年度	整える、つなげる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 年目の実践を継続するものについては、内容をさらに整える。</li> <li>・ 3 年目へつなげることを意識した教育体制の充実</li> </ul>
令和 7 年度	究める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 年生の姿から、3 年間の取組の成果と課題を検証し、次年度以降の教育活動を構想する。</li> </ul>

### ○ 取組の具体

#### (1) 教科指導・日本語指導

- ・ 教科の本質を楽しめる授業を行う
- ・ 探究的な活動や自律的な活動に取り組む
- ・ 日本語指導のカリキュラムを編成し、日本語の指導を行う
- ・ 日本語や学習の理解に応じて授業科目を選択できるカリキュラムを編成
- ・ ティーム・ティーチングで、きめの細かい支援を行う

- ・ ICT 機器を活用し、授業の構成や資料の提示を行う
- ・ 授業研修や生徒理解研修を計画的に実施し、授業力の向上や生徒理解に努める

(2) 特別活動

- ・ 生徒が主体的に話し合い、生徒が作る行事を実施
- ・ 日本の季節や文化に触れる行事を行う
- ・ 遠足などの行事を通して仲間や社会との関わる楽しさを学ぶ場面を設定する
- ・ ゲームや集会などを通して、生徒のコミュニケーション能力を育成する

(3) 進路指導

- ・ 外部講師を招き、夢や自分らしさを見つける講話や体験活動を行う
- ・ 高校見学や職場体験（見学）等を行い、将来への視野を広げる活動を設定する
- ・ 進路相談や進路説明会を実施し、進学や就職をサポートする

(4) 生徒指導

- ・ 人間関係プログラムなどを通して、円滑な人間関係を形成するスキルを身につける
- ・ 個別面談や健康相談を定期的 to 実施し、相談できる機会を確保する

(5) その他

- ・ 磐田本校と三島教室の交流活動を行い、学びの充実と心の広がりを推進する
- ・ 生徒の授業風景や活躍する姿を、ホームページ等で外部に発信する

## IV 教育課程【磐田本校】

生徒の年齢、経験又は勤労の状況、喫食時間の確保、併設校の時間割や特別教室の割り振り、完全下校時間等を考慮して、1日の1単位時間を40分とし、1日4時間、週20時間の授業を年間35週行う教育課程を編成する。

＜根拠法令＞

学校教育法施行規則第56条4

学齢を経過した者のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより(略)特別の教育課程によることができる。

### 1 各教科等の時間数

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	外国語	日本語	YDT 学活道德総合	総時数
教科 2,3 教科 1	105	78.75	105	78.75	35	35	35	35	105	0	87.5	700
週時数	3	2.25	3	2.25	1	1	1	1	3	0	2.5	20
教科 G 日本語 2	0	70	70	70	35	35	35	35	70	192.5	87.5	700
週時数	0	2	2	2	1	1	1	1	2	5.5	2.5	20
日本語 1	0	0	70	0	35	35	35	35	70	332.5	87.5	700
週時数	0	0	2	0	1	1	1	1	2	9.5	2.5	20

【参考】学校教育法施行規則で定める標準時数

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	外国語	道德	総合	特動	総時数
第1学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015
第2学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015
第3学年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015

## 教育課程【三島教室】

生徒の年齢、経験又は勤労の状況、喫食時間の確保、併設校の時間割や特別教室の割り振り、完全下校時間等を考慮して、1日の1単位時間を40分とし、1日4時間、週20時間の授業を年間35週行う教育課程を編成する。

＜根拠法令＞

学校教育法施行規則第56条4

学齢を経過した者のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより(略)特別の教育課程によることができる。

### 1 各教科等の時間数（三島教室）

教科学習コース	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	外国語	ふじのくにタイム (道徳・総合・特活)	総時数	
年間時数	105	105	105	105	38	38	38	38	105	61	738	
週時数	3	3	3	3	1	1	1	1	3	1	20	
学習言語コース	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	外国語	ふじのくにタイム (道徳・総合・特活)	日本語	総時数
年間時数	0	105	105	105	38	38	38	38	105	61	105	738
週時数	0	3	3	3	1	1	1	1	3	1	3	20
初期日本語コース（1年生のみ）	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	外国語	ふじのくにタイム (道徳・総合・特活)	日本語	総時数
年間時数	0	0(105)	105	0(105)	38	38	38	38	105	61	315(105)	738
週時数	0	0(3)	3	0(3)	1	1	1	1	3	1	9(3)	20

※初期日本語コースについては、夏休み以降、段階的に( )内の時数へ移行する。

【参考】学校教育法施行規則で定める標準時数

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	外国語	道徳	総合	特動	総時数
第1学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015
第2学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015
第3学年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015